

# 身体拘束等の適正化のための指針

Million Kids

令和 8 年 4 月 1 日制定

## 1 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、尊厳ある生活を阻む重大な行為です。

当事業所では、利用者一人ひとりの尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束を行わない支援の実施に努めます。

### (1) 重要事項としての位置付け

サービスの提供にあたっては、利用者本人または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その利用者の行動を制限する行為は行いません。

### (2) 根拠法令

- ・ 児童虐待の防止等に関する法律
- ・ 障害者虐待防止法
- ・ 児童福祉法

### (3) 身体拘束が例外的に認められる要件

次の3つの要件をすべて満たす場合に限り、必要最小限の身体拘束を行うことがあります。

#### ① 切迫性

生命または身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと

#### ② 非代替性

身体拘束以外に代替する方法がないこと

#### ③ 一時性

身体拘束が一時的なものであること

※上記三要件をすべて満たすことが必要です。

## 2 身体拘束適正化検討委員会等の組織に関する事項

### (1) 委員会の設置

身体拘束の防止を推進するため、「身体拘束適正化検討委員会」を設置します。

### (2) 構成

- ・ 統括責任者：事業責任者
- ・ 身体拘束防止担当者：管理者兼児童発達支援管理責任者
- ・ 委員：支援員等

委員会は年1回以上開催し、身体拘束の防止に関する検討・協議を行います。

### (3) 責務

統括責任者は、以下の役割を担います。

- 身体拘束防止に関する方針の周知
- 職員研修の実施
- 日常的な支援の点検
- 身体拘束の早期発見と改善

また、各職種の専門性に基づいたチーム支援を基本とし、身体拘束のない支援の実現に努めます。

### 3 身体拘束等の適正化のための職員研修

すべての職員に対し、身体拘束の廃止と人権を尊重した支援の実現のため、以下の研修を実施します。

- ① 定期研修（年1回以上）
- ② 新任職員への研修
- ③ 必要に応じた外部研修等への参加

研修内容は記録し、保存します。

### 4 身体拘束等発生時の報告方法

身体拘束を行った場合は、速やかに

- 管理者への報告
- 委員会での検討
- 保護者への説明

を行い、経過および解除についても遅滞なく報告します。

### 5 身体拘束等発生時の対応

やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順で実施します。

#### (1) 三要件の確認

緊急時には、三要件

- ①切迫性
- ②非代替性
- ③一時性

を満たしているかを確認します。

また、可能な限り家族と連絡を取り、他の方法がないかを検討します。

#### (2) 本人・家族への説明

以下の内容を丁寧に説明し、理解を得ます。

- 身体拘束の内容
- 目的・理由
- 時間・期間
- 実施場所
- 改善に向けた取り組み

必要に応じて、個別支援計画に記載し、保護者の同意を得ます。

### (3) 記録と再検討

身体拘束を行った場合は、以下を記録します。

- 実施した態様
- 時間・期間
- 心身の状況
- やむを得なかった理由

その後、早期解除に向けて随時検討を行います。

### (4) 拘束の解除

三要件に該当しなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、本人・家族に報告します。

## 6 利用者等への指針の閲覧

本指針は、利用者および保護者が確認できるよう、

- 事業所内への掲示
- ホームページへの掲載

により公表します。

## 7 身体拘束防止に向けた基本姿勢

身体拘束を行わない支援を実現するため、職員全体で以下の点を共有します。

- ① 他児への影響を理由に、安易に身体拘束を行っていないか
- ② 本当に緊急でやむを得ない状況か
- ③ 他の対応方法がないかを十分検討したか

常に子どもの尊厳を第一に考えた支援を行います。

附則 この指針は、令和8年4月1日より施行します。